

緊急時の対応マニュアル

—施設・在宅等全事業所対象—

<目的>

- ・安心して安全な施設・在宅サービスを受けていただくこと
- ・信頼と質の高い介護サービスを提供すること
- ・介護サービス提供中の事故を、未然に防止すること
- ・介護サービス提供中の急変及び急病の処置(手当)の遅れをなくすこと
- ・介護従事者等に対し、防災知識の啓発に努めること
- ・連絡体制と協力体制を強化し、他の関係機関との連携を図ること
- ・利用者が状況を理解できるように、迅速で適切な対応ができるようにすること

<事故・病状急変及び急病等発生の場合>…共通事項

- ・利用者の状態等(身体損傷、意識レベル等)を確認する。
- ・利用者の安全を確保する。
- ・救急処置を行い、同時に他の職員(管理者、介護、看護師等)へ応援を要請する
- ・医師、協力医療機関等に状態等を連絡し、指示を受ける。
- ・状態等に応じて救急車を要請する。
- ・管理者等は家族、緊急連絡先等に速やかに状況等を報告する。
- ・必要に応じて警察署、保健所、市等の関係機関に連絡し、指示を受ける。
- ・状況・病状等の急変に備えて、緊急連絡体制等の確認を行う。
- ・事故、病状急変時の状態等を正確に記録する。
- ・記録した文書を職員に周知し、事故情報等を共有する。
- ・事故報告を速やかに行う。
- ・送迎時の事故の場合は、送迎車が管理者等に連絡し、指示を受ける。

<災害(火災・地震等)発生の場合>…共通事項

- ・人命救助を最優先する。
- ・被災状況等を確認する。
- ・利用者を安全な場所に避難される。
- ・職員連絡網により必要な職員を集合させる。
- ・利用者数、利用者等のケガ人の状況等を確認する。
- ・必要に応じて消防署等に緊急出動を要請する。
- ・事業所の損傷、二次災害の危険性の有無を把握する。
- ・危険性がある場合には避難等を行う。
- ・関係機関への連絡、協力要請を行う。
- ・家族、緊急連絡先に連絡する。
- ・事故(災害)報告を速やかに行う。

緊急時の連絡網

<事故・病状急変時及び急病等発生時・災害発生>

H26・7・1

施設・居住系サービス・在宅サービス

